

令和8年度  
富山県介護テクノロジー一定着支援事業補助金および  
富山県通所・訪問系介護サービス生産性向上支援事業補助金  
申請の手引き

---

富山県高齢福祉課

# 目次

<b>補助金の概要</b>		11. 申請における留意事項	・ ・ ・ p20
1. 補助対象事業所	・ ・ ・ p4	補助対象経費	・ ・ ・ p20-23
2. 補助対象事業	・ ・ ・ p5	見積書徴取	・ ・ ・ p24
3. 補助対象経費	・ ・ ・ p6-8	採択における優先順位	・ ・ ・ p25
4. 補助率及び補助基準額	・ ・ ・ p9	<b>実績報告</b>	
5. 補助額の算定方法	・ ・ ・ p10	12. 実績報告書類	・ ・ ・ p27-28
6. 補助要件	・ ・ ・ p11-12	13. 実績報告期間・提出方法	・ ・ ・ p29
7. 補助金交付までのフロー	・ ・ ・ p13	14. 実績報告における留意事項	・ ・ ・ p30
8. 補助金交付までのスケジュール	・ ・ ・ p14	<b>関連リンク</b>	
<b>交付申請～審査</b>		15. 別表1（補助要件）関連	・ ・ ・ p32-34
9. 申請書類	・ ・ ・ p16-18	別表2（補助対象経費等）関連	・ ・ ・ p35
10. 申請期間・申請方法	・ ・ ・ p19	16. お問い合わせ先	・ ・ ・ p36

# 補助金の概要

---

# 1. 補助対象事業所

以下の条件をいずれも満たす事業所が対象となります。

介護テクノロジー定着支援 (継続事業)	通所・訪問系介護サービス生産性向上支援 (R⑧. 6月補正新事業)
富山県内に所在する事業所	
<p>介護保険法に基づく指定又は許可を受けた介護事業所・施設等 または 老人福祉法に基づく養護老人ホーム・軽費老人ホーム</p>	<p>介護保険法に基づく指定又は許可を受けた介護事業所等のうち、以下のサービスに該当する事業所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問介護</li> <li>・(介護予防)訪問入浴介護</li> <li>・(介護予防)訪問看護</li> <li>・(介護予防)訪問リハビリテーション</li> <li>・通所介護</li> <li>・(介護予防)通所リハビリテーション</li> <li>・(介護予防)福祉用具貸与</li> <li>・(介護予防)居宅療養管理指導</li> <li>・夜間対応型訪問介護</li> <li>・定期巡回・随時対応型訪問介護看護</li> <li>・(介護予防)認知症対応型通所介護</li> <li>・地域密着型通所介護</li> <li>・(介護予防)小規模多機能型居宅介護</li> <li>・看護小規模多機能型居宅介護</li> <li>・居宅介護支援</li> <li>・介護予防支援</li> </ul>

## 2. 補助対象事業

介護テクノロジー定着支援 (継続事業)		通所・訪問系介護サービス生産性向上支援 (R⑧. 6月補正予算)
(1) 介護テクノロジーの導入支援事業	介護ロボット等 介護ソフト等	(1) 介護ソフト等 (2) 介護ソフト等の活用促進支援
(2) 介護テクノロジーのパッケージ型導入支援事業		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; color: red;">                     通所・訪問系の対象事業所においては、 こちらを優先的にご活用ください                 </div>

### 介護テクノロジー定着支援事業に比べて...

- ・補助率引き上げ ... 事業所負担が小さい
- ・申請書類簡素化 ... 申請書・カタログ・見積書の3点で申請可
- ・法人上限なし ... 複数事業所で申請可能

なお、予算の制約で不採択となった事業所は、介護テクノロジー定着支援事業への振替えを案内する可能性あり(対象者に個別に連絡します。)

# 3. 補助対象経費 介護テクノロジー一定着支援事業

## ◆(1) 介護テクノロジーの導入支援事業

ア 「福祉用具情報システム(TAIS)」((公財)テクノエイド協会)に掲載された介護テクノロジー「TAIS」において「介護テクノロジー」として選定された機器等を導入する際の経費

移乗支援、移動支援、排泄支援、入浴支援、見守り・コミュニケーション、介護業務支援、機能訓練支援、食事・栄養管理支援、認知症生活支援・認知症ケア支援に該当する機器

### イ 介護ソフトの定着促進支援

介護ソフトの定着を促進する費用として、介護ソフトの導入に伴い一体的に使用するためのタブレット端末の購入費用やWi-Fi環境整備に必要な経費等

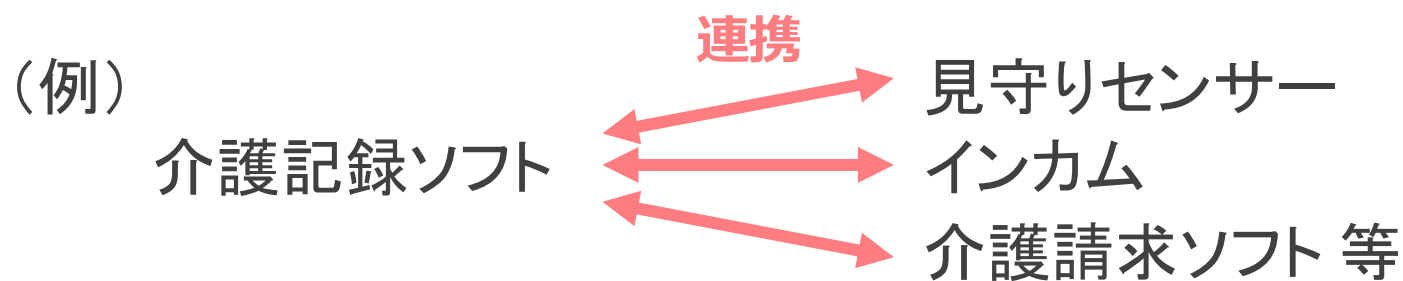
### ウ その他(県の判断が必要)

- ① 「TAIS」に掲載されていない機器で、アと機能等が同水準と県が判断した機器等
- ② 介護従事者の身体的負担の軽減や、間接業務時間の削減等の業務の効率化など、介護従事者が継続して就労するための職場環境整備として有効であり、介護サービスの質の向上につながると県が判断した機器等

# 3. 補助対象経費 介護テクノロジー一定着支援事業

## ◆(2) 介護テクノロジーのパッケージ型導入支援事業

(1)のうち、「介護業務支援」に該当するテクノロジーと、そのテクノロジーと連動することで効果が高まると判断できるテクノロジーを併せて導入する際の経費 ※通信環境整備にかかる経費も支援対象に含む



### 【パッケージ型として認められない例】

- ・「介護業務支援」に該当するテクノロジーを導入しない場合
- ・「介護業務支援」に該当するテクノロジー＋通信環境整備費用や情報端末 ←(1)(ア)で補助

# 3. 補助対象経費 通所・訪問系介護サービス生産性向上支援事業

※原則として、移動削減・送迎業務の最適化などにより燃料費の支出抑制につながると見込まれるものを対象

## ◆(1) 介護ソフト等

介護現場の生産性向上、職場環境の改善、及び介護サービスの質の向上に資するソフトウェアの改修・連携費用等

(例) 介護記録アプリ、AI送迎計画ソフト、介護ソフトと送迎計画ソフトの連携改修

ケアプランデータ連携システム  
もあわせてご活用ください

介護もつなぐ、心もつなぐ。  
ケアプラン  
データ連携システム



## ◆(2) 介護ソフト等の活用促進支援

介護ソフト等の活用に伴い、一体的に使用するためのインカム、タブレット端末の購入費用やWi-Fi環境整備に必要な経費等

(例) 記録用タブレット端末、音声入力用インカム、モバイルルーター

本事業では、既に介護ソフトを導入済みの場合も、**タブレット端末や通信環境整備を申請可能**  
(※**介護テクノロジー一定着支援事業**では介護ソフト等と併せて導入する必要がある)

# 4. 補助率・補助基準額

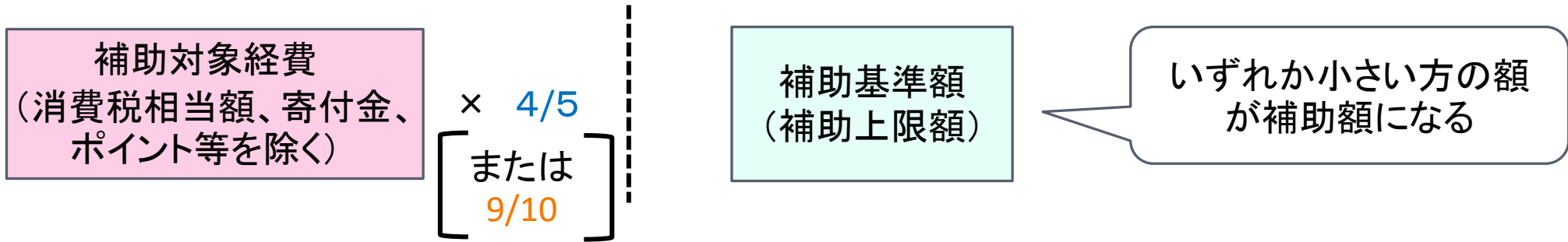
※赤字はR8年度改正点

補助金	メニュー			補助基準額(補助上限額)			補助率				
				機器1台	1事業所	1法人					
介護テクノロジー 定着支援事業	(1)介護 テクノロジー 導入支援	介護 ロボット等	ア・ウ①(移乗・入浴) ウ②		100万円	200万円 (見守り機器 導入の場合 1,000万円)	1,700 万円	4/5			
			ア・ウ① (移乗・入浴以外)		30万円						
		介護ソフト・ バックオフィス ソフト等 ※1 ※2	職員数による金額変 動なし		職員数に よる金額 変動あり	1～10名			250万円	500万円	
						11～20名			100万円		
						21～30名			150万円		
						31名以上			200万円		
									250万円		
		(2)パッケージ型導入支援 ※2				1,000万円			1,000万円		
		通所・訪問系介護サービス生産性向上支援事業							250万円	法人上限なし	9/10

※1 ケアプランデータ連携システムで5事業所以上とデータ連携する場合は5万円上限引き上げ

※2 介護ソフトを導入する場合で、通信環境整備や情報端末の導入、介護ソフトの導入前後に行うベンダーのサポート費用を含む場合は15万円上限引き上げ

# 5. 補助額の算定方法



例: 移乗支援ロボット1台とインカム4台を導入(介護テクノロジー定着支援事業)

	事業費(税抜)	× 4/5	補助基準額 (機器あたり)	1法人
介護ロボットA (移乗支援)	200万円	160万円	100万円	200万円
介護ロボットB (インカム)	100万円 (1台25万円)	80万円	120万円 (1機器30万円)	

補助額は計180万円

## 6. 補助要件 (交付要綱別表 1 参照)

補助要件	
(ア)	生産性向上のための委員会を設置 ※別表1(ア)に記載の施設系サービスのみ
(イ)	ケアプランデータ連携システム等の利用開始 ※別表1(イ)に記載の居宅系サービス
(ウ)	職員の賃金への適切な還元、職員への周知
(エ)	独立行政法人情報処理推進機構(IPA)が実施する「SECURITY ACTION」の「★一つ星」または「★★二つ星」いずれかの宣言
	以下のいずれかの方法により支援を受ける(②の研修はいずれか1つの受講でOK)
(オ)	①コンサルティング会社等による業務改善支援 ②とやま介護テクノロジー普及・推進センター等による業務改善支援(相談&研修)
(カ)	業務改善計画書(様式第1-3号)の作成
(キ)	科学的介護情報システム(LIFE)による情報収集への協力
(ク)	厚生労働省、富山県、とやま介護テクノロジー普及・推進センター等が実施する効果検証事業等への協力(可能な限り)
(ケ)	より経済的な業者を選択の上、適正な価格での申請を行う

詳細は  
「[15. 関連リンク](#)」へ

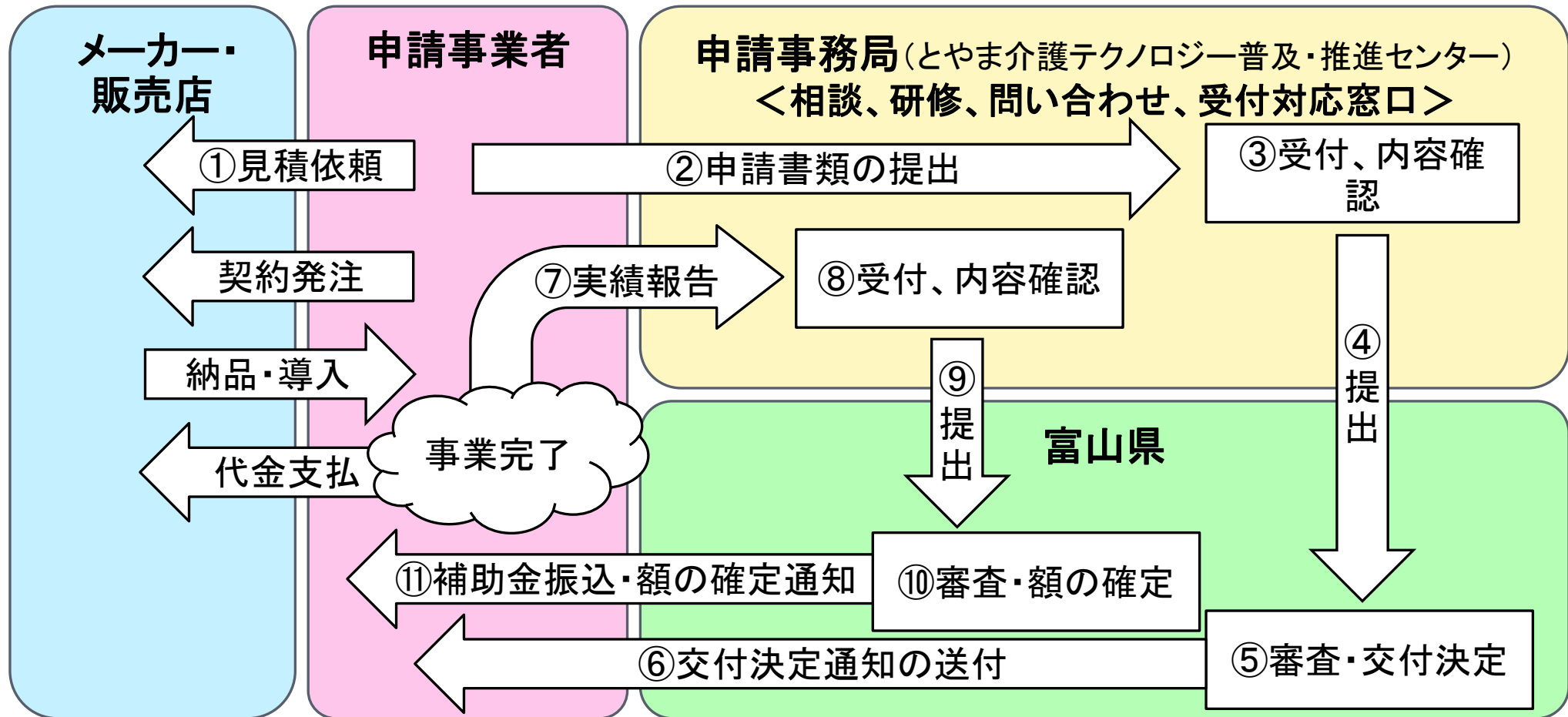
## 6. 補助要件 (交付要綱別表参照)

補助要件	
(ア)	ケアプランデータ連携システム等の利用開始
	以下のいずれかの方法により支援を受ける(②の研修はいずれか1つの受講でOK)
(イ)	①コンサルティング会社等による業務改善支援 ②とやま介護テクノロジー普及・推進センター等による業務改善支援(相談&研修)
(ウ)	富山県及びとやま介護テクノロジー普及・推進センター等が実施する効果検証事業等への協力(可能な限り)
(エ)	より経済的な業者を選択の上、適正な価格での申請を行う

詳細は  
「[15. 関連リンク](#)」へ

# 7. 補助金交付までのフロー

介護テクノロジー一定着支援事業と通所・訪問系介護サービス生産性向上支援事業の申請・交付は一体的に実施



# 8. 補助金交付までのスケジュール

	内容	実施主体	時期(めやす)
①	導入機器等検討、見積書徴取	事業者	随時
②	申請書類の提出	事業者 ⇒センター	受付期間 令和8年7月1日(水)～8月19日(水)
③④⑤	内容確認、審査、交付決定	センター、県	申請受付後～10月上旬
⑥	交付決定通知の送付	県⇒事業者	令和8年10月中下旬
	機器等の発注、契約、納品、支払	事業者	随時 ※交付決定前(令和8年度中)の事業実施も可 ※実績報告書の期限までに支払完了すること!
⑦	実績報告の提出	事業者 ⇒センター	受付期間 事業完了後～令和9年1月29日(金)必着
⑧⑨⑩	内容確認、審査、額の確定	センター、県	令和9年2月中
⑩	額の確定通知の送付	県⇒事業者	額の確定後～令和9年3月中
⑪	補助金振込		

# 交付申請～審査

---

# 9. 申請書類

介護テクノロジー一定着支援事業  
 ※青字は昨年度からの変更点、赤字は提出必須書類

	提出書類	要綱規定	留意事項等
01	補助金交付申請書	様式1	1法人で1つのExcelファイルとしてください
	補助金所要額調書	様式1-2	
	業務改善計画書	様式1-3	
	歳入歳出予算書(見込書)抄本	参考様式	
02	導入する機器やソフトの名称や機能が確認できる書類		カタログ、パンフレットなど
03	見積書の写し		本年度より不採用の見積書の添付は不要
04	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置規定	別表1(ア)	別表1(ア)に示す施設系サービスは <b>必須</b>
05	「ケアプランデータ連携システム」の <b>連携実績</b> が確認できる書類	別表1(イ)	別表1(イ)に示す居宅系サービス事業所は <b>必須</b> <b>連携実績が分かる画面のスクリーンショット等</b> 申請時点で未導入の場合は実績報告までに提出
06	「ケアプランデータ連携システム」の連携事業所名一覧(5事業所以上) ※任意		介護ソフトを導入する場合で、5万円の上限額上乗せを希望する場合
07	<b>SecurityAction宣言</b> が確認できる書類(法人単位で可)	別表1(エ)	IPA 独立行政法人情報処理推進機構から送付される自主宣言ID発行メールの写しなど
08	事業所の職員数が確認できる書類		・複数の事業所間で按分する経費がある場合 ・職員数により契約金額が変動する介護ソフトを導入する場合

# 9. 申請書類

通所・訪問系介護サービス生産性向上支援事業  
※赤字は提出必須

	提出書類	要綱規定	留意事項等
01	補助金交付申請書	様式1	1法人で1つのExcelファイルとしてください
	補助金所要額調書	様式1-2	
	業務改善計画書	様式1-3	
	歳入歳出予算書(見込書)抄本	参考様式	
02	導入する機器やソフトの名称や機能が確認できる書類		カタログ、パンフレットなど
03	見積書の写し		不採用の見積書の添付は不要
04	事業所の職員数が確認できる書類		複数の事業所に按分して導入する機器等がある場合

# 9. 申請書類 (提出書類イメージ)

- 02【法人名】カタログ (テクノロジー)
- 02【法人名】カタログ (パッケージ)
- 02【法人名】カタログ (通所・訪問)
- 03【法人名】見積書 (テクノロジー)
- 03【法人名】見積書 (パッケージ)
- 03【法人名】見積書 (通所・訪問)

01【法人名】交付申請書

- 04生産性向上委員会設置規定
- 05ケアプラン連携状況
- 06ケアプラン連携事業所一覧
- 07自主宣言ID発行メール
- 08職員人数按分根拠

【事業所A】〇〇〇ポットカタログ.pdf  
 【事業所B】〇〇ソフトカタログ.pdf

【事業所A】〇〇〇ポット見積書 (採用)  
 【事業所B】〇〇ソフト見積書 (採用)

様式第1号～歳入歳出予算書については、必ずExcel形式でご提出ください

該当する事業所すべてについて提出ください  
 ※07は法人単位でも可  
 ※通所・訪問系介護サービス生産性向上支援事業のみ  
 申請する場合は提出不要

複数の事業所間で按分する経費がある場合や、  
 職員数により契約金額が変動する介護ソフトを導入する場合

添付書類は  
 Word、Excel、PDFのいずれかの  
 形式とし、ファイル名は  
 イメージのとおりとしてください

# 10. 申請期間・申請方法

## ◆申請期間

令和8年7月1日(水)～令和8年8月19日(水)

## ◆申請方法 ※法人単位での申請

HPより申請様式をダウンロード後、申請様式へ必要事項を記入いただき添付書類をご準備のうえ、下記申請フォームからご提出ください。

【県HP:様式ダウンロードはこちらから】

- 令和8年度富山県介護テクノロジー一定着支援事業及び通所・訪問系介護サービス生産性向上支援事業

【申請フォーム:申請様式提出はこちらから】

- 【交付申請用】令和8年度富山県介護テクノロジー関係補助金

# 11. 申請における留意事項（補助対象経費①）

## ◆補助対象機器等の購入にあたりポイントが付与される場合について

ポイント相当額について、様式1-2号の「寄付金その他収入額」に計上し、総事業費から差し引くこと（支払い時にポイントを使用する予定がない場合も）

## ◆補助対象となる期間について

令和8年4月1日以降に事業着手し実績報告日までに負担した経費が対象（交付決定前の事業着手も対象）

**実績報告の提出締切の令和9年1月29日（金）まで事業完了すること**

事業着手・・・購入に係る発注、契約、導入等

事業完了・・・機器の導入の他、経費の支払い等事業に関する全ての行為が終了したこと

# 11 . 申請における留意事項 (補助対象経費②)

## ◆ 契約形態別の補助対象経費の範囲について

- ① 使用权の期限がないもの(買取型):全額
- ② 月額払いのもの:当該年度分(令和8年4月～令和9年3月)
- ③ 年額払いのもの:1年分
- ④ 複数年の使用权契約のもの:当該年度に負担(支払完了)した額

補助対象額＝令和8年4月1日～  
実績報告日までに支払完了した額

# 11 . 申請における留意事項 (補助対象経費③)

## ◆付帯費用(Wi-Fi環境整備費用、タブレット、PC等)の対象範囲について

### 介護テクノロジー一定着支援事業

→ ウ② (県の判断で対象とした機器) を除き補助基準額の範囲内で対象とできる  
ただし、**WiFi環境整備や情報端末のみの補助は✕**

### 通所・訪問系介護サービス生産性向上支援事業

→ 補助基準額の範囲内で対象とできる

既に介護ソフトが導入されている場合は、当該ソフトをより効果的に活用する目的であれば、**WiFi環境整備や情報端末のみの補助も○**

いずれの事業も、職員数を超える台数の情報端末は申請できない

# 11 . 申請における留意事項 (補助対象経費④)

## ◆補助対象外経費について

消費税及び地方消費税相当額

当該年度以外に負担した保険料、保守・サポート費

既に保有している機器等の更新費用、処分費用、修繕費、メンテナンス費

研究開発品等、市場に流通しておらず価格が定まっていないもの(販売価格が公表されていない、一般に購入できる状態にないもの)

記録業務、情報共有業務、請求業務を一気通貫で行うことが可能となっていない介護ソフトウェア  
インターネット回線使用料等の通信費

持ち運びを前提としないパソコンやプリンター等の端末

附属品(カバー、キーボード型カバー、インカム等子機ケース、充電器、液晶保護シート等)  
※情報端末と一体不可分のものは対象

機器等を格納するキャビネットや収納ボックス等

# 11. 申請における留意事項（見積書徴取）

- ◆見積書に事業所名の記載がない場合、事業所名を付記すること
- ◆「〇〇機器一式」などのように表記されている場合、補助対象経費を確認できないため、一式の詳細が分かるよう、見積の明細等を併せて提出すること
- ◆見積書内に補助対象外経費が含まれる場合は、補助対象経費を明確にすること
- ◆税抜か税込か明確にすること（消費税及び地方消費税相当額は補助対象外）
- ◆複数見積を徴収するなど、より経済的な業者を選択の上、適正な価格での申請を行うこと

(参考)厚生労働省通知<社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて(平成29年3月29日付け老高発0329第3号 令和8年3月17日改正)>(抜粋)

「価格による随意契約は、3社以上の業者から見積もりを徴し比較するなど、適正な価格を客観的に判断すること。ただし、契約の種類に応じて、下記の金額を超えない場合には、2社以上の業者からの見積もりで差し支えないこと。」

- ・工事又は製造の請負:400万円
- ・食料品・物品等の買入れ:300万円
- ・上記に掲げるもの以外:200万円

# 11. 採択優先順位 (申請額が県予算額を超過した場合)

順位	介護テクノロジー定着支援事業	通所・訪問系介護サービス 生産性向上支援事業
1	令和8年度にとやま介護テクノロジー普及・推進センターの伴走支援を受ける事業所 ➤ <u>伴走支援の取組み   とやま介護テクノロジー普及・推進センター</u>	
2	①及び②の補助金の交付実績がない事業所 ①「県介護ロボット導入促進事業補助金」「県介護施設等ICT導入支援事業補助金」(R3～R5年度) ②「県介護テクノロジー定着支援事業補助金」(R6～R7年度) ③「県地域密着型介護基盤整備事業費補助金(介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護テクノロジーの導入支援事業)」(R7～R8年度)	
3	「見守り機器」・「インカム」・「介護ソフト」のうちいずれか1つ以上を導入する事業所で、①～③の補助金の累計交付額が小さい事業所から順に採択	①～③の補助金の累計交付額が小さい事業所から順に採択 予算の制約で不採択となった事業所は、 <b>介護テクノロジー定着支援事業</b> への振替を案内した上で優先順位3、4の判断基準に基づき採択する可能性あり(対象者に個別に案内します。)
4	「見守り機器」・「インカム」・「介護ソフト」以外を導入する事業所で、①～③の補助金の累計交付額が小さい事業所から順に採択	

# 実績報告

---

# 12. 実績報告書類

	提出書類	様式	留意事項等
	補助金実績報告書	第4号	
①	補助金精算額調書	第4-2号	
	歳入歳出予算書(見込書)抄本	参考様式	
②	補助事業に係る契約書又は発注書の写し ※口頭での注文は不可		契約書(発注書)は、「契約日(発注日)」、「購入する法人名」、「相手方(業者)の名前」、「金額」が分かるもの ※消費税分の金額、機器や付属品の内訳(機器等の名称、個数、金額等)、納入場所が確認できる状態とすること
③	補助事業に係る支払いを行ったことを証する書類の写し		支払を証する書類は、「領収書」または「請求書+通帳の写し」とすること ※通帳に振込先名の記載がない場合は明細票を添付すること ※振込・振替承認書は支払いを証する書類として不可
④	導入した機器の写真		本補助金を活用して導入したものの全ての写真を添付すること

# 12. 実績報告書類 (提出書類イメージ)

02【法人名】契約書 (テクノロジー)

02【法人名】契約書 (パッケージ)

02【法人名】契約書 (通所・訪問)

03【法人名】領収書 (テクノロジー)

03【法人名】領収書 (パッケージ)

03【法人名】領収書 (通所・訪問)

01【法人名】実績報告書

04導入機器写真

添付書類は  
Word、Excel、PDFのいずれか  
の形式とし、ファイル名は  
イメージのとおりとしてください

【事業所A】〇〇〇ポット契約書.pdf  
【事業所B】〇〇ソフト発注書.pdf

【事業所A】〇〇〇ポット納品書・領収書.pdf  
【事業所B】〇〇ソフト領収証.pdf

様式第4号～歳入歳出決算書については、  
必ずExcel形式でご提出ください

# 13. 実績報告期間・提出方法

---

## ◆実績報告期間

事業完了日～令和9年1月29日(金) ※厳守

やむを得ない事情により提出が間に合わない場合は、必ず事前にご連絡ください

## ◆申請方法

下記申請フォームから提出ください。

➤【実績報告用】令和8年度富山県介護テクノロジー関係補助金

# 14. 実績報告における留意事項 (写真撮影時)

## ◆ 導入した機器の写真撮影のポイント

提出にあたっては  
「実績報告写真データ提出用様式」  
をご活用ください

- ▶ 介護ロボットやタブレット、インカム等の機器を複数購入した際は、台数が判別できるようにすること
- ▶ 介護ソフトはタブレット等にインストールされた状態を写真又はスクリーンショットとして添付すること(個人情報が見えないよう注意)
- ▶ Wi-Fi等通信環境整備で配線工事等を行った際は、施工前と施工後の現場を写真に収めること
- ▶ 法人内の複数事業所分の機器等を、法人で一括して購入・納品する場合、事業所ごとの導入状況が確認できるようにすること

関連リンク

---

# 15. 関連リンク

## 介護テクノロジー一定着支援事業 別表1（補助要件）関連

項目	補助要件	URL
(ア)	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置	<p>利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(名称は問わない。)を設置すること。 ※3か月に1回以上の開催を想定</p> <p>➤ <a href="#">利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会のポイント・事例集</a></p>
(イ)	「ケアプランデータ連携システム」等の利用開始	<p>ケアプランデータ連携システムの利用を開始すること(=連携実績があること)</p> <p>または、「居宅介護支援費に係るシステム評価検討会」において、ケアプランデータ連携システムと同等の機能とセキュリティを有するシステムによる連携も可</p> <p>➤ <a href="#">居宅介護支援費に係るシステム評価検討会   厚生労働省</a></p>
(エ)	SECURITY ACTIONの宣言	<p>独立行政法人情報処理推進機構(IPA)が実施する「SECURITY ACTION」(※1)の「★一つ星」または「★★二つ星」のいずれかを宣言すること。</p> <p>➤ <a href="#">本事業に申請する事業所向けの「SECURITY ACTION」特設ページ</a></p> <p>➤ <a href="#">「SECURITY ACTION」の概要説明、申込方法(IPA)</a></p> <p>➤ <a href="#">新5分でできる！情報セキュリティ自社診断</a></p>

# 15. 関連リンク

## 介護テクノロジー一定着支援事業 別表1（補助要件）関連

項目	補助要件	URL
(オ)		<p>業務改善計画の作成や取組の実施にあたっては、原則として、とやま介護テクノロジー普及・推進センターや相談窓口へ相談することとする。</p> <p>➤ <a href="#">お問い合わせフォーム   とやま介護テクノロジー普及・推進センター</a></p>
	とやま介護テクノロジー普及・推進センター等による業務改善支援	<p>以下のいずれかの受講をもって、(オ)の研修受講要件を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和8年度ICT等活用支援研修</li> <li>・令和8年度介護生産性向上取組支援セミナー</li> <li>・令和8年度介護テクノロジー等活用研修(導入前/導入後)</li> </ul> <p>➤ <a href="#">講座・研修   とやま介護テクノロジー普及・推進センター</a></p> <p>また、厚生労働省委託事業のオンラインセミナー等を受講することでも要件を満たすものとして扱う。(オンデマンド視聴可)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生産性向上ビギナーセミナー</li> <li>・生産性向上フォローアップセミナー</li> <li>・デジタル中核人材養成研修</li> </ul> <p>➤ <a href="#">生産性向上ビギナーセミナー・フォローアップセミナーについて</a></p> <p>➤ <a href="#">介護分野における生産性向上の取組の普及・啓発について(厚生労働省HP)</a></p>
		<p>とやま介護テクノロジー普及・推進センターで実施する伴走支援を受ける場合、(オ)の要件を満たすものとして扱う。</p> <p>➤ <a href="#">伴走支援の取り組み   とやま介護テクノロジー普及・推進センター</a></p>

# 15. 関連リンク

## 介護テクノロジー一定着支援事業 別表1（補助要件）関連

項目	補助要件	URL
(カ)	業務改善計画作成	<p>厚生労働省が発行する以下の資料を参考に業務改善に取り組み、業務改善計画書(様式第1-3号)を作成すること。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>➤ <a href="#">介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン</a></li><li>➤ <a href="#">介護サービス事業所におけるICT 機器・ソフトウェア導入に関する手引き</a></li><li>➤ <a href="#">介護ソフトを選定・導入する際のポイント集</a></li><li>➤ <a href="#">介護ロボットのパッケージ導入モデル</a></li><li>➤ <a href="#">介護現場で活用されるテクノロジー便覧</a></li></ul>
(キ)	LIFEによる情報収集への協力	<p>補助を受けた事業所は、科学的介護情報システム(Long term care Information system For Evidence LIFE。以下「LIFE」という。)による情報収集に協力すること。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>➤ <a href="#">科学的介護   厚生労働省</a></li></ul>

# 15. 関連リンク

## 介護テクノロジー一定着支援事業 別表2（補助対象経費等）関連

	URL
①	<p>「福祉用具情報システム(TAIS)」((公財)テクノエイド協会提供) ➤ <a href="#">福祉用具情報システム</a></p>
②	<p>居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所、居宅サービス事業所、介護予防サービス事業所が介護ソフトを申請する場合には、下記を要件とする。 以下「介護ソフトの機能調査結果」において、</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①「ケアプランデータ連携標準仕様」に準じたCSVファイルの出力・取込機能を有していること</li><li>②「ケアプランデータ連携システム」の活用促進のためのサポート体制が整っていることが確認できるものであること。</li></ul> <p>施設サービス事業所、地域密着型サービスにおける地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所介護ソフトを申請する場合には、下記を要件とする。 以下「介護ソフトの機能調査結果」において、</p> <p>「科学的介護情報システム(LIFE)について」に掲載されている「CSV連携仕様書(LIFE)」に準じたCSVファイルの出力機能を有していることが確認できるものであること</p> <ul style="list-style-type: none"><li>➤ <a href="#">ケアプランデータ連携標準仕様ベンダーテスト HP</a></li><li>➤ <a href="#">介護ソフトの機能調査 HP</a> ※調査結果は、厚生労働省から別途情報提供予定。</li><li>➤ <a href="#">科学的介護情報システム(LIFE)について</a></li></ul>

## 16. お問い合わせ先

---

- ◆ 相談・お問い合わせは下記フォームよりお願いします。  
(来所・電話でのお問い合わせはご遠慮ください。)

### 【補助金の申請に関すること】

- 令和8年度介護テクノロジー関係補助金お問い合わせフォーム

### 【生産性向上や機器導入に関する相談】

- お問い合わせフォーム | とやま介護テクノロジー普及・推進センター